



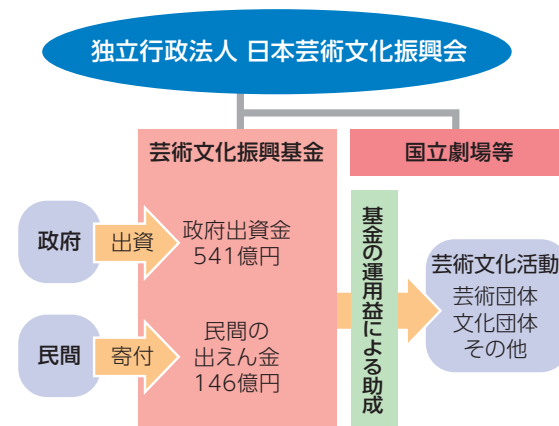
独立行政法人 日本芸術文化振興会 (芸術文化振興基金)

活動指針

独立行政法人日本芸術文化振興会では、「芸術文化振興基金」の運用により、「芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、もって芸術その他の文化の向上に寄与する」ことを目的のひとつとして事業を行っています。

団体の特徴

- 昭和41年7月、国立劇場法に基づき、前身である特殊法人国立劇場が設立されました。
- 平成2年3月の国立劇場法の一部改正に伴い、「芸術文化振興基金」が設置され、名称も現在の日本芸術文化振興会に改められ、従来の伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究に加え、芸術文化活動への支援を開始しました。
- 平成9年には新国立劇場が開場し、現代舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究にまで事業の範囲が拡大しました。
- 平成15年10月の独立行政法人への移行を経て、現在「芸術文化振興基金」は、国からの出資541億円と民間からの寄付金146億円の計687億円の原資を運用し、その運用益によって芸術文化活動への支援を継続的に行っています。



主な活動内容

「芸術文化振興基金」の助成する芸術文化活動

1. 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
2. 地域の文化の振興を目的として行う活動
3. 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

ご寄付いただいた場合

◆寄付金は寄附金控除の対象になります。

- ・ 11月末に寄付金の領収書を郵送します。
寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に寄付金の領収書を添付してください。

◆活動内容を報告します。

- ・ 年に1回、芸術文化振興基金の助成対象活動を紹介した、「助成事業事例集」を郵送します。

団体連絡先

独立行政法人 日本芸術文化振興会

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号 基金部 企画調査課
TEL:03-3265-6302 FAX:03-3265-7474
URL:https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/

ご支援でできること

当商品を通じた寄付金は、「芸術文化振興基金」へ原資として組み入れ、その運用益をもって我が国の芸術文化の振興又は普及を図るための多様な活動に対し、末永く安定的に援助していくこととします。

芸術文化振興基金 助成事業事例

芸術創造普及活動

- オーケストラ、オペラ、室内楽、合唱、バレエ、現代舞踊、演劇等舞台芸術の公演活動
- 文楽、歌舞伎、能楽、邦楽、邦舞等伝統芸能の公開活動
- 落語、講談、浪曲、漫才、奇術等の公演活動
- 美術の展示活動
- 国内映画祭等の活動
- 特定の芸術分野にしばられない公演・展示活動



現代舞台芸術の創造普及を図る活動への助成
草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル(財団法人 関信越音楽協会) 撮影:©林 喜代種

地域文化振興活動

- 文化会館、美術館等の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
- 歴史的集落・町並み、文化的景観のセミナー、資料収集・作成、普及啓発による保存・活用活動
- 民俗文化財の公開、広域的交流、復活・復元伝承、記録作成による保存・活用活動

文化振興普及団体活動

- アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の文化活動
- 伝統工芸技術、文化財保存技術の保存・伝承・公開・記録作成、及び伝統工芸技術の復元による保存・活用活動



アマチュア文化団体への助成
「新富座こども歌舞伎の会」
撮影:焼田 健

〈平成30年度の助成対象活動について〉

平成30年度の助成件数は約620件、助成金額は約9.4億円になりました。
助成対象活動・団体名は、日本芸術文化振興会のホームページでご覧いただけます。